



平成 26 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 豊田通商株式会社
代表者名 取締役社長 加留部 淳
(コード：8015、東証第 1 部、名証 1 部)
問合せ先 渉外広報部 稲垣 明知
(TEL. 052-584-5011)

株式会社トーメンエレクトロニクス株式（証券コード：7558）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

豊田通商株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 26 年 1 月 28 日付プレスリリース「株式会社トーメンエレクトロニクス株式（証券コード：7558）に対する公開買付けに関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、日本及び中国を含む諸外国の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等の条件が充足された場合、株式会社トーメンエレクトロニクス（コード番号：7558 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しております。

今般、日本及び中国を含む諸外国の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、当社が本公開買付けを開始する条件が充足されたため、当社は、下記のとおり本公開買付けを平成 26 年 7 月 10 日から開始することを決定いたしましたので、お知らせします。

また、対象者によれば、本日、対象者は取締役会を開催し、本公開買付けの実施に賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、決議したとのことです。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）6,496,000 株（対象者が平成 26 年 6 月 30 日に提出した第 42 期有価証券報告書（以下「本有価証券報告書」といいます。）に記載された平成 26 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 16,174,000 株に対する所有株式数の割合にして 40.16%（小数点以下第三位四捨五入。))を所有しており、実質支配力基準に基づき、対象者を連結子会社としております。

当社は、平成 26 年 1 月 28 日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、日本及び中国を含む諸外国の競争法に基づき必要な手続及び対応を終えること等を条件に、発行済みの対象者普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。今般、日本及び中国を含む諸外国の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了し、当社が本公開買付けを開始する条件が充足されたため、当社は、本日、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

また、本日対象者が公表した「支配株主である豊田通商株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

対象者によれば、上記対象者取締役会決議は、後記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」、「② 算定の経緯」、「ii. 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(E) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載の方法により決議されているとのことです。

なお、当社は、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにおいて、発行済みの対象者普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の取引（以下、本公開買付けと併せて「本取引」といいます。）を実施することにより、発行済みの対象者普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

当社並びに当社の子会社及び関連会社からなる豊田通商グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、長期経営計画『GLOBAL 2020 VISION』の中で、「モビリティ（次代の自動車の進化に貢献する）」、「ライフ&コミュニティ（生活環境の向上に貢献する）」、「アース&リソース（地球課題の解決に貢献する）」の3つの事業分野をサステナブルな成長分野と位置付けています。

当社グループの強みである自動車分野の事業領域を更に強化しつつ、「ライフ&コミュニティ」、「アース&リソース」とのシナジーを創出することで、2020年度に3つの分野が「1：1：1」となる事業ポートフォリオを目指し、バランス良く投資をしていく方針です。

当社グループのエレクトロニクス事業は、売上7千億円弱の規模で、モビリティ領域における車の電子化、及びライフ&コミュニティ領域における情報化社会への対応、アース&リソース領域における省エネルギーへの貢献などの多方面から市場拡大が見込まれる事業です。これまで、ハイブリッド・電気自動車などの環境対応型自動車向け電装化を支えるコアデバイスとなる車載（モビリティ領域）向けと日系電機メーカーが強みを発揮していたデジタル家電用途やアミューズ分野（ライフ&コミュニティ領域）向けとを柱として経営資源を配分して参りました。

一方、対象者は、昭和47年に帝人アドバンスプロダクツ株式会社としてスタートし、昭和58年に株式会社トーメン（以下「トーメン」といいます。）の連結子会社になり、昭和59年に社名を「株式会社トーメンエレクトロニクス」に変更し、一貫して、半導体・電子部品の販売や顧客の製品開発支援を手掛けてきました。平成に入ってからパソコンや携帯電話端末などの情報通信機器業界やデジタル家電業界においての世界最先端の技術を取り入れながら発展していく事業環境の変化のスピードに鑑み、トーメンは、対象者が、独自の運営形態・成長戦略により、その企業価値を向上させていくことがグループ経営の観点からより望ましいとの考えのもと、平成9年に日本証券業協会（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ市場）において対象者普通株式を株式店頭公開いたしました。その後対象者は、平成11年に東京証券取引所市場第二部に上場を果たし、平成13年には第一部への指定を受けております。平成18年4月には、当社とトーメンの合併により、対象者は当社の連結子会社となりました。現在は、中期経営方針として、1）顧客満足度の向上（顧客視点での価値創造）、2）選択と集中（伸びる分野への投資集中）、3）海外展開の加速（アジアNo.1エレクトロニクス商社への挑戦）を重点戦略として経営リソースを集中投下し、サービスの高付加価値化を推進しながら、収益性の向上を図っております。

当社グループと対象者は、これまでも、長年にわたる人材交流や機能集約（例えば、物流機能、品質機能など）において連携を強化して参りました。しかし、現在、当社グループと対象者を取り巻く環境は急激な速度で変化をしているのが現状です。グローバル規模ではエレクトロニクス市場そのものは継続的な成長が見込まれますが、昨今のデジタル家電分野・情報分野での急速なコモディティ化の進行による参入障壁の低下により、対象者の主要顧客である日系家電メーカーのシェア低下と業績不振が顕著になってきております。また、円高の定着化により日系メーカーの国内生産拠点の縮小と海外生産シフト及び製造専門業者（EMS・ODM）への生産委託による製造の空洞化も加速しております。同時に、自動車分野、社会インフラ産業分野においても、内燃機関による駆動システムの電動化や、化石燃料に代わる新エネルギーの実用化など、環境・省エネに関するトータルなソリューション提供が求められ始めております。

また、当社グループの競合企業である海外メガディストリビューター（以下「メガディスティ」といいます。）は、M&Aによる積極的な投資を継続し事業拡大を行っており、国内エレクトロニクス商社は、競争の激化により生き残りを目指す再編が活発になり出しております。従って、現時点での対象者の業績は堅調ながら、事業環境の変化に対応すべく、意思決定の迅速化を図る必要があります。

こうした当社グループのエレクトロニクス事業を取り巻く環境変化の中で、当社からの提案に基づき、当社と対象者は、平成25年10月頃から両社の企業価値を向上することを目的とした長期成長戦略と諸施策について協議・検討を重ねて参りました。その結果、対象者を当社グループのエレクトロニクス事業の中核会社と位置づけ、当社グループの『GLOBAL 2020 VISION』の取り組みを更に推し進める推進役とさせるため、当社が対象者を完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、対象者が当社グループとの連携を更に強化し、中核会社としてエレクトロニクス事業内で成長領域への経営リソース配分を加速させることが、対象者の企業価値のみならず当社グループ全体の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に、当社及び対象者は至りました。また、当社による対象者の完全子会社化は、対象者の意思決定のスピードを迅速化し、その結果、成長戦略に沿って大胆に人的・財務的な経営リソース配分することが可能となり、対象者にとっても有益と考えております。

具体的には、当社と対象者間で下記取り組みを推進する予定です。

- ① 当社の総合商社としての総合力と対象者のエレクトロニクス商社としての知見を融合することで、新たな事業展開への取り組みを強化する。
- ② 「ライフ&コミュニティ領域」、「モビリティ領域」、「アース&リソース領域」における当社の販売網やユーザーベースの活用等を通じ、対象者の顧客層の拡大と取扱商品の幅出しを図る。
- ③ 当社グループの物流・品質・技術などの機能の共有化を図ることで、対象者の競合他社との差別化を図り、顧客満足度を向上させる。
- ④ 当社グループの幅広い海外ネットワークを共有・活用することで、海外市場での対応力を更に強化し、特に大きな成長が見込まれる新興国に対して競合他社に先んじて事業を拡大させる。
- ⑤ 事業規模で対象者を上回るメガディスティと伍するため、当社と対象者が一体となって、より大規模な事業拡大のための戦略的投資を実行する。
- ⑥ 当社グループ内の人材を交流することで人材の多様化と育成を図る。

更に対象者は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任した上、当社と対象者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）及び本取引の諸条件について協議・検討を重ね、当社と対象者との複数回に亘る協議・交渉を行って参りました。上記協議・交渉の中で、当社からの買付け価格の提案に対し、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券からの助言を踏まえ、対象者の過去の株価推移や類似の事案におけるプレミアム水準、三菱UFJ

モルガン・スタンレー証券によるディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）に基づく算定結果等を参考として、買付価格の再検討を当社に依頼しました。その結果、対象者は、本公開買付価格について、当初の当社からの提案価格である対象者普通株式一株当たり金1,450円から200円引き上げられた金1,650円での提案を受けるに至り、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付しているとお対象者が判断に足る価格で合意するに至ったとのことです。具体的には（i）後記「2. 買付け等の概要」、「（4）買付け等の価格の算定根拠等」、「② 算定の経緯」、「ii. 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(B) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による算定結果のうち、市場株価分析に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似会社比較分析及びDCF分析に基づく算定結果のレンジに含まれ、かつ、DCF分析による算定結果の中間値を上回ること、（ii）対象者の過去6年間の株価推移を上回る価格であること、（iii）当社及び対象者が本公開買付けの実施を公表した平成26年1月28日の前営業日である平成26年1月27日の東京証券取引所における対象者普通株式の普通取引終値1,187円に対して39.0%（小数点以下第二位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じ。）、平成26年1月27日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,242円（小数点以下四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じ。）に対して32.9%、平成26年1月27日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,169円に対して41.1%、平成26年1月27日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,133円に対して45.6%のプレミアムが付与されており合理的範囲内であると考えられること、（iv）後記「2. 買付け等の概要」、「（4）買付け等の価格の算定根拠等」、「② 算定の経緯」の「ii. 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を回避するための処置が十分に採られた上で決定された価格であることを踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成26年1月28日開催の対象者の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、今般、対象者は、当社から、中国の競争法に基づき必要な手続及び対応が完了したため、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、後記「2. 買付け等の概要」、「（4）買付け等の価格の算定根拠等」、「② 算定の経緯」、「ii. 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(D) 対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、対象者が設置した第三者委員会に対して、第三者委員会が平成26年1月27日付で対象者の取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、平成26年1月27日以後、平成26年7月8日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、平成26年7月8日に、対象者の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の答申書を提出したとのことです。対象者は、かかる意見等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、対象者としても、平成26年1月28日以後、本日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、本日現在においても、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

対象者によれば、上記各対象者取締役会決議は、後記「2. 買付け等の概要」、「（4）買付け等の価格の算定根拠等」、「② 算定の経緯」、「ii. 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避

するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(E) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載の方法により決議されているとのことです。

当社は、対象者の完全子会社化後、対象者が現在注力している自動車分野やアミューズメント分野、デジタル家電分野のみならず、社会インフラ分野や産業機器分野を含めた広い事業ドメインにおいて、エレクトロニクス事業の一体運営により全体最適化を図り、仕入先パートナーとの更なる関係構築、成長領域での商材開発の強化、更なる営業効率の向上、従来以上に大規模かつ効率的な投資を実現し、当社グループ長期経営計画『GLOBAL 2020 VISION』を確かなものにしていく所存です。同時に、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に尊重した経営に留意の上、対象者の事業の一層の拡大と安定を図っていきます。なお、当社は、対象者の完全子会社化後も、基本的に、対象者の従業員を含めた現状の経営体制を尊重する方針です。本日現在、本公開買付けが成立した場合における当社から対象者に対する追加の役員派遣の予定はありません。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であること並びに当社と対象者との間の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

- (A) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- (B) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- (C) 対象者における独立した法律事務所からの助言
- (D) 対象者における独立した第三者委員会の設置
- (E) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認
- (F) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、後記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。

なお、当社は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限は設定しておりませんが、買付予定数の下限を設定していなくとも、当社が保有する対象者普通株式の議決権割合は、対象者の総株主の議決権の3分の2を大きく下回る約40.17%（本有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数161,706個を分母とし、小数点以下第三位を四捨五入しております。）にとどまりますので、対象者において下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する完全子会社化の手続を対象者の臨時株主総会で会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第309条第2項に基づき特別決議により可決するためには、原則として、少数株主の半数近くの応募や賛成を要することとなります。また、当社は、本公開買付けの公正性を担保するための上記(A)ないし(F)の措置を通じて、少数株主の利益に十分配慮していると考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、発行済みの対象者普通株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する予定です。本公開買付けにより、当社が発行済みの対象者普通株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けの成立後において、以下の手続により、当社が発行済みの対象者普通株式の全てを取得することを予定しております。

完全子会社化を実施する場合の具体的手続としては、本公開買付けが成立した後に、当社は、①普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全

ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（ただし、対象者の所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付すること（ただし、当該別の種類の対象者株式について上場申請は行わない予定です。）のそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。

また、本株主総会において上記①の付議議案に対する承認決議がなされ、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記②の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる対象者普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本株主総会の開催日と同日に、上記②に係る定款の一部変更を付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての対象者普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令等の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本日現在未定であります。完全子会社化手続の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社を除きます。）に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記①ないし③の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、(a)上記②の対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令等の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。なお、上記③の株主総会決議に基づき対象者普通株式の全部取得条項による取得が効力を生じ、株主が対象者普通株式を失った場合は、上記(a)に記載される会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記①ないし③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社による対象者普通株式の所有状況又は当社以外を対象者の株主の対象者普通株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、上記方法を変更する場合でも、当社が発行済みの対象者普通株式の全部を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法により対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合における当該対象者の株主に交付する金銭についても、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

す。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社トーメンエレクトロニクス																
② 所 在 地	東京都港区港南一丁目8番27号																
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 磯野 央幸																
④ 事 業 内 容	電子機器、電子部品等の販売/半導体を中心とした電子部品、電子機器などの輸出入及び売買																
⑤ 資 本 金	5,251百万円（平成26年3月31日現在）																
⑥ 設 立 年 月 日	昭和47年9月6日																
⑦ 大株主及び持株比率 （平成26年3月31日現在）	<table border="0"> <tr> <td>豊田通商株式会社</td> <td>40.16%</td> </tr> <tr> <td>ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライスト スト</td> <td>9.00%</td> </tr> <tr> <td>ツクファンド（プリンシパル オール セクター サポート フォリオ） （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミ テッド ビービー オムニバス クライアントアカウント （常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社）</td> <td>2.83%</td> </tr> <tr> <td>ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイピービー セグリゲイテッド クライアント アカウント （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）</td> <td>2.51%</td> </tr> <tr> <td>前田 正治</td> <td>1.80%</td> </tr> <tr> <td>シービーエヌワイ ディーエフエイ インターナショナル ス モール キャップ バリュウ ポートフォリオ （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）</td> <td>1.71%</td> </tr> <tr> <td>シー エム ビー エル, エス エー リ, ミューチャル ファン ド （常任代理人 株式会社みずほ銀行）</td> <td>1.56%</td> </tr> </table>	豊田通商株式会社	40.16%	ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライスト スト	9.00%	ツクファンド（プリンシパル オール セクター サポート フォリオ） （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）		クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミ テッド ビービー オムニバス クライアントアカウント （常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社）	2.83%	ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイピービー セグリゲイテッド クライアント アカウント （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	2.51%	前田 正治	1.80%	シービーエヌワイ ディーエフエイ インターナショナル ス モール キャップ バリュウ ポートフォリオ （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	1.71%	シー エム ビー エル, エス エー リ, ミューチャル ファン ド （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1.56%
豊田通商株式会社	40.16%																
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライスト スト	9.00%																
ツクファンド（プリンシパル オール セクター サポート フォリオ） （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）																	
クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミ テッド ビービー オムニバス クライアントアカウント （常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社）	2.83%																
ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイピービー セグリゲイテッド クライアント アカウント （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	2.51%																
前田 正治	1.80%																
シービーエヌワイ ディーエフエイ インターナショナル ス モール キャップ バリュウ ポートフォリオ （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	1.71%																
シー エム ビー エル, エス エー リ, ミューチャル ファン ド （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	1.56%																

	ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 1.45% クレディット スイス アーゲー チューリッヒ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行) 1.31% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 1.24%
⑧ 上場会社と対象者の関係	
資 本 関 係	当社は、本日現在、対象者株式を 6,496,000 株 (平成 26 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 16,174,000 株に対する所有割合 40.16% (小数点以下第三位四捨五入) を所有し、対象者を連結子会社としております。
人 的 関 係	当社の執行役員 1 名 (岡本康) 及び従業員 1 名 (宮崎和政) が対象者の取締役を、取締役 1 名 (柳瀬英喜) が対象者の社外取締役を、取締役 1 名 (清水順三) 及び執行役員 1 名 (岩本秀之) が社外監査役を、それぞれ兼務しております。
取 引 関 係	当社は、対象者から、半導体を含む電子部品を購入しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 上記持株比率は、本有価証券報告書に記載された発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 会 決 議	平成 26 年 1 月 28 日 (火曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 26 年 7 月 10 日 (木曜日)
公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 26 年 7 月 10 日 (木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 26 年 7 月 10 日 (木曜日) から平成 26 年 8 月 21 日 (木曜日) まで (30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 1,650 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社 (以下「野村証券」といいます。) に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村証券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。) による算定を行い、当社は平成 26 年 1 月 28 日に野村証券から株式価値算定書 (以下「公開買付者算定書」といいます。) を取得いたしました。なお、当社は、野村証券から本公開買付価格の公正性に関する評価 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。

なお、野村証券による対象者の1株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価平均法	1,133円～1,242円
類似会社比較法	1,264円～1,825円
DCF法	1,425円～1,945円

市場株価平均法では、平成26年1月27日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の基準日の普通取引終値1,187円、直近1週間の普通取引終値の単純平均値1,241円（小数点以下四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じ。）、直近1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,242円、直近3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,169円及び直近6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値1,133円をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,133円から1,242円までと分析しております。

次に、類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,264円から1,825円までと分析しております。

最後に、DCF法では、平成26年3月期以降の、対象者から提供され、当社が検討した独自の事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,425円から1,945円までと分析しております。なお、当社がDCF法において前提とした事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

当社は、野村証券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成26年1月28日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり金1,650円と決定いたしました。

本公開買付価格である1株当たり金1,650円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成26年1月27日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値の1,187円に対して39.0%（小数点以下第二位四捨五入。以下、本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成25年12月30日から平成26年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値1,242円に対して32.9%、過去3ヶ月間（平成25年10月28日から平成26年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値1,169円に対して41.1%、過去6ヶ月間（平成25年7月29日から平成26年1月27日まで）の普通取引終値の単純平均値1,133円に対して45.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

なお、当社は、平成25年11月下旬に、当社子会社から対象者普通株式94,000株を契約締結日である同月19日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値である1株当たり金1,138円にて取得しておりますが、本公開買付けにおいては、上記の検討及び対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、上記のとおりプレミアムを加えた金額となる公開買付価格としております。

② 算定の経緯

i. 本公開買付価格の決定に至る経緯

当社グループと対象者は、これまでも、長年にわたる人材交流や機能集約（例えば、物流機能、品質機能など）において連携を強化して参りました。しかし、現在、当社グループと対象者を取り巻く環境

は急激な速度で変化をしているのが現状です。グローバル規模ではエレクトロニクス市場そのものは継続的な成長が見込まれますが、昨今のデジタル家電分野・情報分野での急速なコモディティ化の進行による参入障壁の低下により、対象者の主要顧客である日系家電メーカーのシェア低下と業績不振が顕著になってきております。また、円高の定着化により日系メーカーの国内生産拠点の縮小と海外生産シフト及び製造専門業者（EMS・ODM）への生産委託による製造の空洞化も加速しております。同時に、自動車分野、社会インフラ産業分野においても、内燃機関による駆動システムの電動化や、化石燃料に代わる新エネルギーの実用化など、環境・省エネに関するトータルなソリューション提供が求められ始めております。

また、当社グループの競合企業であるメガディスティは、M&Aによる積極的な投資を継続し事業拡大を行っており、国内エレクトロニクス商社は、競争の激化により生き残りを目指す再編が活発になり出しております。従って、現時点での対象者の業績は堅調ながら、事業環境の変化に対応すべく、意思決定の迅速化を図る必要があります。

こうした当社グループのエレクトロニクス事業を取り巻く環境変化の中で、当社からの提案に基づき、当社と対象者は、平成 25 年 10 月頃から両社の企業価値を向上することを目的とした長期成長戦略と諸施策について協議・検討を重ねて参りました。その結果、対象者を当社グループのエレクトロニクス事業の中核会社と位置づけ、当社グループの『GLOBAL 2020 VISION』の取り組みを更に推し進める推進役とさせるため、当社が対象者を完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、対象者が当社グループとの連携を更に強化し、中核会社としてエレクトロニクス事業内で成長領域への経営リソース配分を加速させることが、対象者の企業価値のみならず当社グループ全体の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に、当社及び対象者は至り、当社は平成 26 年 1 月 28 日に、本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により、本公開買付価格について決定いたしました。

(1) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成 26 年 1 月 28 日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(2) 当該意見の概要

野村證券による対象者の 1 株当たり株式価値の算定結果の概要は以下のとおりです。

市場株価平均法	1,133 円～1,242 円
類似会社比較法	1,264 円～1,825 円
DCF法	1,425 円～1,945 円

(3) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 26 年 1 月 28 日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を 1 株当たり金 1,650 円と決定いたしました。

- ii. 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買

付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者が当社の連結子会社であること並びに当社と対象者との間の人事及び業務上の継続的な関係に鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施しております。

(A) 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、対象者普通株式について、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法による算定を行い、当社は平成 26 年 1 月 28 日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 26 年 1 月 28 日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を 1 株当たり金 1,650 円と決定いたしました。

(B) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対象者の株式価値の分析を依頼したとのことです（なお、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値の分析を行い、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成 26 年 1 月 27 日付で株式価値算定書を取得したとのことです（なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです）。

上記各手法において分析された対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	1,135 円から 1,228 円
類似会社比較分析	1,143 円から 1,749 円
DCF分析	1,382 円から 1,875 円

まず、市場株価分析では、平成 26 年 1 月 24 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の過去 1 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 1,228 円（小数点以下四捨五入。以下、普通取引終値の単純平均値の計算において同じ。）、過去 3 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 1,167 円及び過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 1,135 円を基に、対象者普通株式 1 株当たりの価値の範囲を 1,135 円から 1,228 円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較分析では、国内にて上場している主要なエレクトロニクス商社のうち、対象者との類似性を考慮して、株式会社トーメンデバイス、伯東株式会社、丸文株式会社、株式会社マクニカ、加賀電子株式会社を類似会社として選定し、企業価値／EBITDA倍率及びPERを用いて、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,143円から1,749円までと分析しているとのことです。

DCF分析においては、対象者が作成した平成27年3月期から平成29年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,382円から1,875円までと分析しているとのことです。割引率は4.00%～5.50%を採用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法を採用し、企業価値／EBITDA倍率を6.0倍～7.0倍として分析しているとのことです（なお、対象者の定常的な収益水準を適切に反映させるため、事業計画年度より後の2年間について、対象者から提示を受けた市場予測に基づく売上成長率4%程度、営業利益率及び減価償却費等の維持を想定した財務予測の延長を行った上で、継続価値を算出しているとのことです。）。

DCF分析の算定の前提とした対象者の事業計画の対象期間にかかる財務予測は以下のとおりとのことです。なお、前提とした事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。また、本取引後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

(単位：百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	195,000	213,000	230,000
営業利益	4,301	5,407	5,915
EBITDA	4,847	5,601	6,056
フリー・キャッシュ・フロー	△1,913	△336	536

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる対象者普通株式の株式価値の分析は、対象者の取締役会の参考に資するためのみに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、本公開買付けに関する一切の当社又は対象者の株主の行動につき、当該株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析にあたり、既に公開されている情報又は対象者によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付けにより期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測につき、対象者の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、対象者の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は対象者の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、その株式価値算定書の日付現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び同書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、同書及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。株式価値算定書の作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、対象者の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本件に関し、対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の相当な部分の受領は、本公開買付けの完了を条件としています。

(C) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議の慎重を期し、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本公開買付けに関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

(D) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、当社及び対象者から独立性を有する、高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）、長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）及び半田高史氏（公認会計士、ホワイトベア国際監査法人）の3名から構成される第三者委員会を設置し、対象者が本取引について検討するにあたって、第三者委員会に対し、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するか、(b)本取引の取引条件（本公開買付けにおける公開買付価格を含む。）の公正性が確保されているか、(c)本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。

第三者委員会は、平成25年11月29日から平成26年1月27日までの間、合計で5回開催され、上記諮問事項について検討を行ったとのことです。第三者委員会は、上記諮問事項の検討にあたり、対象者から、対象者より提出された各資料に基づき、当社の提案内容、本取引の目的及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受けるとともに、当社からも同様の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。また、第三者委員会は、対象者から、対象者の事業計画について説明を受け、質疑応答を行った上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から、同社が対象者に対して提出した対象者の株式価値算定書に基づき、対象者の株式価値の分析に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。第三者委員会は、これらの検討を前提として、平成26年1月27日に、対象者取締役会に対して、(i)本取引の目的は対象者の企業価値向上を目指したものであるとすることができ、加えて、対象者においては、当社から提案・説明を受けた対象者の今後の成長計画等についての具体的な検討・評価を踏まえ、本取引の必要性及びメリットの検討を行っていること、また対象者及び当社から説明を受けた対象者の事業計画及び成長計画並びに対象者完全子会社化後の運営体制等については、いずれも不合理なものとは認められないこと、(ii)対象者は、本取引の取引条件の公正性を確保すべく、上記「(B) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から株式価値算定書を取得しており、当該株式価値算定書の結論に至る計算過程について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、また当該株式価値算定書を基礎として対象者においても本件完全子会社化の必要性及びメリット等を考慮した上で公開買付価格の検討を行ってきたこと、本公開買付価格についても相応のプレミアムが付された価格と言える他特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないことから、これら対象者における対応は、対象者の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があると考えられること、対象者の完全子会社化の取引条件についても、時間的に近接した本公開買付けと同一の取引条件にすることは合理性が認められること、(iii)対象者は、上記「(B) 対象者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「(C) 対象者における独立した法律事務所からの助言」並びに下記「(E) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」に記載の体制・状況のもと、当社との間で前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の協議・交渉を経て本取引の取引条件について合意するに至っており、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、対象者株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの取引条件、とりわけ本公開買付価格の公正性の担保、また対象者の完全子会社化の取引条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体

的な対応が行われているものと考えられることから、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資すること、(b)本取引の取引条件（本公開買付けにおける公開買付価格を含む。）の公正性は確保されていること、(c)本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書を提出したとのことです。

また、第三者委員会は、平成 26 年 1 月 27 日付で対象者の取締役会に対して表明した上記意見に変更がないか否かを検討した結果、平成 26 年 1 月 27 日以後、平成 26 年 7 月 8 日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、平成 26 年 7 月 8 日に、対象者の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の答申書を提出したとのことです。

(E) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、第三者委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成 26 年 1 月 28 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役 7 名中、出席取締役 4 名）の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、今般、対象者は、当社から、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、本日現在においても、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役（平成 26 年 6 月 27 日まで対象者の取締役であった高梨建司氏及び同日付で対象者の取締役に就任した岡本康氏を含みます。）のうち、当社の元代表取締役である高梨建司氏、当社の従業員を兼務している宮崎和政氏、及び当社の常務取締役を兼務している柳瀬英喜氏、及び当社の執行役員を兼務している岡本康氏は、利益相反回避の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

また、上記取締役会に出席した監査役（監査役 4 名中、出席監査役 2 名）はいずれも、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べたとのことです。なお、対象者の監査役のうち、当社の代表取締役会長を兼務している清水順三氏及び当社の執行役員を兼務している岩本秀之氏は、利益相反回避の観点から、上記取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えたとのことです。

(F) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性も担保することを企図しております。更に、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止する

ような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

③ 算定機関との関係

当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,677,708(株)	—(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、本有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の発行済みの対象者普通株式総数16,174,000株から、本有価証券報告書に記載された同日現在対象者が所有する自己株式292株及び本日現在当社が所有する対象者普通株式6,496,000株を控除した株式数9,677,708株になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	64,960個	(買付け等前における株券等所有割合 40.16%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	161,737個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	161,706個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、本有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の対象者の総株主等の議決権の数（161,706個）に、本有価証券報告書に記載された同日現在の対象者の単元未満株式3,200株から、本有価証券報告書に記載された同日現在の対象者が所有する単元未満自己株式92株を控除した3,108株に係る議決権の数である31個を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を161,737個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 15,968百万円

(注) 買付代金は、買付予定数（9,677,708株）に本公開買付価格（1,650円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日
平成26年8月28日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、当社が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規

定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 26 年 7 月 10 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、前記「1. 買付け等の目的等」、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」を

ご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 26 年 1 月 28 日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役 7 名中、出席取締役 4 名）の全員一致により、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、今般、対象者は、当社から、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、本日現在においても、本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者普通株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び前記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」をご参照ください。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③ 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置については、前記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 26 年 4 月 23 日に「平成 26 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを前提として、平成 27 年 3 月期中間配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはありません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国法について】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 13 条(e) 項又は第 14 条(d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースに含まれる全ての財務諸表が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者が米国外で設立した会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国証券関連法に基づいて主張する権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。更に、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。